



クローバー薬局
CLOVER PHARMACY

お知らせ

1. 当薬局は保険薬局です。どの保険医療機関の処方せんでも調剤します。
2. 当薬局は、患者さんの服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用暦の記録」を作成し、以下のようなサービスを提供いたします。
 - (1) 薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認し、薬剤の服用や保管上取扱上の注意について説明します。
 - (2) 患者さんとの対話を図りながら服薬指導を行ないます。
 - (3) 複数の病院や診療所から薬剤が処方されているような場合には、必要に応じ医療機関に対し連絡・確認を行い、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
3. 当薬局は、患者さんの求めに応じ、調剤した薬剤の名称や服用方法、注意すべき事項を手帳に記載し、効能効果、副作用及び相互作用等に関する主な情報を文書で提供いたします。
4. 当薬局は、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能効果、副作用及び相互作用等に関する主な情報を文書で提供いたします。
5. 当薬局は、患者さんとの合意文書を交わした上で、薬局が投薬した薬剤の重要な情報（「医薬品緊急安全情報」「医薬品等安全情報」）を知った場合や患者さんからの情報提供の求めがあった場合に、当該情報を提供いたします。
6. 当薬局は、患者さんが薬局を訪れたり又は電話等により、処方薬剤について問い合わせをされた場合には、患者さんの服用状況等を確認し、薬剤の適正使用について服薬指導いたします。
7. 当薬局は、後発医薬品の主な情報を提供し、患者さんの同意を得て、後発医薬品を調剤いたします。
8. 当薬局は、処方箋について、長期にわたる保存の困難性等により、分割調剤を行なう必要性を認めた場合は、患者さんの同意を得て医療機関に対し文書による調剤情報提供を行います。
9. 当薬局は、医療機関からの情報提供が求めがあった場合や薬局が服薬に関して医療機関への情報提供の必要性を認めた場合は、患者さんの同意を得て、医療機関に対し文書による服薬情報提供を行ないます。
10. 当薬局は、医師からの「院外処方せんによる訪問の指示」に基づき、患者さんの同意を得て、在宅療養されている患者さん宅を訪問し、服薬方法や薬の保管等に関し指導します。
11. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準（以下）による調剤を行っており、地域支援体制加算1を算定しております。
 - (1) 1200品目以上の医薬品を備蓄しています。
 - (2) 緊急時等の開局時間以外（時間外・休日・夜間等）の調剤にも応じます。※薬局閉局後も調剤に応じますが、「時間外加算等」を算定させていただく場合があります。
また、開局中の午後7時（土曜日は午後1時）以降から午前8時までの間、または休日の調剤については「夜間・休日等加算」を算定させていただく場合があります。
12. 当薬局は、24時間対応しております。時間外の連絡先は、025-555-7557となっており、常時薬剤師に転送されます。
13. 当薬局では、健康相談及び健康教室を行っております。
14. 災害や新興感染症の発生時等においても調剤など対応可能な体制を確保しています。
なお、抗原定性検査キットの販売を行っております。
15. 当薬局では、要指導医薬品やその他の一般用医薬品を販売しています。